*2020年8月改訂(第7版)
2018年4月改定(第6版)

医療機器認証番号：222AGBZX00028000

歯科材料 2 歯冠材料
管理医療機器 歯科用高分子製暫間クラウン及びブリッジ（31783000）

テリオ CAD

【禁忌・禁止】
歯軋りまたは悪咬合癖患者に使用しないこと[破折する場合があるため]。

【形状・構造および原理等】
[形状]
ブロックの種類(単位:mm)

	幅	長さ	高さ	穴直径	直径
B40L	15.4	19.0	39.0	−	−
B55	15.5	19.0	55.0	−	−
A16(S)	17.325	15.85	18	3.3	−
A16(L)	17.325	15.85	18	3.6	−

BL3, A1, A2, A3, A3.5, B1のシェードがある。
* ディスクの種類

直径	98.5mm	
種類	厚み(mm)	シェード
LT	16	BL3, A1, A2, A3, A3.5, B1, B3, C2, D2
	20	BL3, A1, A2, A3, A3.5, B1, B3, C2, D2
	25	BL3, A1, A2, A3, A3.5, B1, B3, C2, D2

[成分]
ポリメチルメタクリレート、色素
[原理]
暫間クラウン及びブリッジを作成するための高分子ポリマーブロックおよびディスクで、歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニットで切削加工する。

【使用目的又は効果】
損傷歯、支台形成歯等に被覆するクラウン、ブリッジ等の暫間補綴物を作製するために用いる。

【使用方法等】
1.口腔内を光学スキャンして治療部位の3次元画像情報を収集する。
2.治療部位に適合する色調および寸法のブロックあるいはディスクを選択する。
3.コンピュータ支援設計・製造ユニットに3次元画像情報を取り込んで、修復物の設計を行う。
4.設計に従って、コンピュータ支援設計・製造ユニットにより選択したブロックあるいはディスクを切削加工する。
5.インスツルメント等で調整を行い、暫間修復物を仕上げる。
6.最終修復物ができるまでの間、通法により、内面をブラスティングした暫間修復物を仮着用セメント使用して治療部位に装着する。

【使用上の注意】
1.使用注意
・本品の使用により発疹、温疹、発赤、潰瘍、腫腸、かゆみ、しびれ等の過敏症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診察を受けさせること。
2.重要な基本的注意
・本品で最終修復物を製作しないこと。
・12ヶ月以上装着しないこと。
・本品は3ポンティック以上に使用しないこと。
・本品を形成する際、適切な切削器具を使用して切削すること。
・本品を切削する際は、粉塵を吸引しないようにフェースマスクおよび吸塵器を使用すること。
・適合するCAD/CAM装置を用いて切削加工すること。
・フレームは、必要最低限の厚さ以下に形成しないこと。
・接着のため、製作物の内側は荒く削り、滑沢に仕上げないこと。
・通常のセメント合着で本品の修復物を連結しないこと。
・仕上がった修復物を、技工所等で再加工する場合には、本品を消毒し、汚染が起こらないように適切な容器に入れ、手袋等を使用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】
[製造販売元]
Ivoclar Vivadent株式会社
電話 03-6801-1301 Fax 03-5844-3657
www.ivoclarvivadent.jp
[製造元]
Ivoclar Vivadent AG（リヒテンシュタイン侯国）